

佐賀県農政審議会条例

昭和四十八年三月三十日
佐賀県条例第十八号

佐賀県農政審議会条例をここに公布する。

佐賀県農政審議会条例

(設置)

第一条 農政推進に関する重要な事項について、調査審議させるため、佐賀県農政審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- 一 農業振興地域の整備に関する事項
- 二 農業団地の育成対策に関する事項
- 三 農業構造改善事業に関する事項
- 四 農業協同組合の育成対策に関する事項
- 五 前各号に掲げる事項のほか、農政推進に関する重要な事項

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 農林業に関する団体を代表する者
- 三 市町の長を代表する者
- 四 市町の議会の議長を代表する者
- 五 県議会の議員
- 六 関係行政機関の職員

3 前項第一号に掲げる者につき任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平一七条例七四・一部改正)

第四条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもつて決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第七条 審議会に、審議会の会務について、委員及び特別委員を補佐させるため、幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、知事が任命する。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、佐賀県農林水産部において処理する。

(昭五〇条例三二・昭五三条例三・平一三条例四・平一六条例二・平二八条例九・一部改正)

(補則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 佐賀県農業協同組合振興対策委員会設置条例（昭和三十五年佐賀県条例第二十七号）

二 佐賀県農業構造改善事業審議会設置条例（昭和三十七年佐賀県条例第三十三号）

附 則（昭和五〇年条例第三二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年条例第三号）抄

1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年条例第四号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第二号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第七四号）

この条例中第八条、第十条、第十三条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十八条、第五十四条、第六十四条及び第六十七条の規定は平成十八年一月一日から、第十五条、第二十六条、第三十八条、第六十三条及び第六十五条の規定は平成十八年三月一日から、その他の規定は平成十八年三月二十日から施行する。

附 則（平成二八年条例第九号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。